

公益社団法人計測自動制御学会  
会員規程（案）

2010年(平成22年)1月28日

特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会理事会制定

2010年(平成22年)2月24日

特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会総会承認

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条から第10条の規定に基づき、公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という。）の会員についてし、必要な事項を定める。

(正会員種別)

第2条 定款第5条1号1項の正会員は、以下の正会員種別からなる。

- 1) 正会員（一般）
- 2) 名誉会員 : 名誉会員規程で定める正会員
- 3) 永年会員 : 永年会員規程で定める本会50年在籍正会員
- 4) フェロー会員 : フェロー規程で定める正会員

2 正会員が納めるべき会費については、社員総会で定める会費細則による。

(入会の手続き)

第3条 本会の会員となろうとするものは、別に定める入会申込に必要な事項を主たる内容とした入会申込書を、理事会に提出するものとする。

2 前項の入会申し込みは、電子的手段によってこれを行うこともできる。

3 提出された入会申し込みは、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知する。

(個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 第3条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員から提出された変更届により、会員名簿の更新を行わなければならない。

3 会員名簿に登録された個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規程に従って行わなければならない。

(会員種別の変更)

第5条 学生会員が卒業したときは、翌年1月1日に正会員に資格を変更する。

2 第5条第2項に規定する届出の結果、会員種別に変更の必要が生ずるときには、これを当該会員に通知する。

(会費)

第6条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により社員総会の議を経て別に定める会費細則による。

2 会費滞納に対する催告等の手続きについては、理事会の議を経て別に定める内規による。

(団体の取扱い)

第7条 1つの職場または学校などで、5名以上の会員がいる場合は、団体の取扱いを受けることができる。

2 団体の取扱いを受けるためには1名の連絡幹事（正会員が望ましい。）を設けなければならない。

3 本会は、連絡幹事にあて会誌の発送、会費の請求、その他の連絡を行い、年間その団体の納入会費の5%を連絡幹事に支払うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、定款第8条の規定に基づき、任意に退会することができる。

2 会員は、前項の退会を行おうとする場合は、退会届を提出して、理事会の承認を得なければ

ならない。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、会員資格を喪失する。

- 1) 退会
- 2) 死亡、失踪、団体の解散
- 3) 本会の解散
- 4) 除名
- 5) 定款第7条の支払いの義務を3年以上履行しなかったとき
- 6) 社員総会において出席した社員の議決権の過半数の同意が得られたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1) 本会の定款、その他の規則に違反したとき
- 2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(倫理綱領・行動規範)

第11条 本会の会員となろうとするものは、本会の倫理綱領・行動規範に従わなければならない。

2 倫理綱領・行動規範については、別に定める。

3 前項の規定に反する行為があったとみなされる申立てがあったときは、会員の不正行為の調査・審理に関する細則に従い処分を受けることがある。

(再入会)

第12条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書にその旨を明記して提出しなければならない。

2 定款第10条1項の規定により会員資格を喪失した者は、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。

3 前各項の再入会申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(除名により会員資格を喪失した者の再入会)

第13条 除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

2 第10条1項の規定により除名となった場合の再入会は、理由を記した説明書とともに、改めて第3条に定める入会申込書を提出し、理事会において再入会の可否を決定し、これを本人に通知する。

3 同条2)項及び3)項の規定により除名となった場合の再入会は、これを認めない。

4 前各項の規定により再入会を認められなかった者より不服申立てがあった場合は、理事会の審議を経て、社員総会において再決定を行うことができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会及び社員総会の議決を経るものとする。

附 則

1 本規程は、2010年(平成22年)1月28日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定され、同年2月24日の総会で承認されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

(1) 入会に際しての誓約

「入会に際しては、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 過去の入会暦及び会員番号

(3) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、メールアドレス

(4) 勤務先名称、所属部課名、所在地、電話、メールアドレス

(5) 最終学歴

(6) 会費請求先及び資料等の送付先

(7) 業種及び専門分野

(8) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

(9) 賛助会員の場合、代表者の氏名、役職名及び担当者の氏名、役職名、メールアドレス